

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月10日

群馬県知事 山本一太 殿

提出者 〒370-2606
住 所 群馬県甘楽郡下仁田町大字川井196-2
氏 名 上原建設株式会社
代表取締役 五十嵐 修
電話番号 0274-82-3285

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	上原建設株式会社
事業場の所在地	群馬県甘楽郡下仁田町大字川井196-2
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 10億円
③従業員数	36人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括管理者 専務取締役

産業廃棄物の適正処理推進委員、産業廃棄物に関するすべての決定

総務部 産業廃棄物担当係

収集運搬業者、処分業者の委託契約書作成、管理

マニフェストの管理、集計業務及び保管

監督官庁への各種報告書の作成

工務部 各現場担当者

収集運搬業者、処理業者の選定

マニフェストの発行

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	1.61 t	0.72 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排 出 量	1.4 t	0.6 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	廃プラスチック類、木くず、繊維くず、コンクリート殻、アスファルト殻等の分別をし他の廃棄物が混入しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	これまでの取組みを継続する。 分別を徹底して再生利用を促進する。

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
50.14 t	0.66 t	265.99 t	2.028 t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
45 t	0.6 t	240 t	1.8 t

金属くず	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類	
3.164 t	82.4 t	1757.304 t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	がれき類	
2.8 t	74 t	1580 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
該当なし			

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
該当なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	1.61 t	0.72 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	1.41 t	0.72 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.2 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定して書面による 委託契約を実施している。			

t	t	t	t

t	t	t	t

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
50.14 t	0.66 t	265.99 t	2.028 t
48.82 t	0.66 t	36.64 t	2.028 t
1.32 t	t	229.35 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
3.164 t	82.4 t	1757.304 t	t
3.164 t	52.4 t	876.304 t	t
t	30 t	881 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	1.4 t	0.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.4 t	0.6 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
委託基準に従い産業廃棄物を委託できる業者を選定して書面による委託契約を実施する。			
※事務処理欄			

廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
45 t	0.6 t	240 t	1.8 t
45 t	0.6 t	33 t	1.8 t
t	t	207 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
2.8 t	74 t	1580 t	t
2.8 t	74 t	790 t	t
t	t	790 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理の工程
汚泥	中間処理施設にて調質改良され、調質改良土として再利用される。
廃油	中間処理油水分離施設にて油水分離し、再利用される。
廃プラスチック類	中間処理施設にて選別し、焼却及び破碎して主に燃料として再利用される。
廃プラスチック類(廃タイヤ)	中間処理施設にて破碎し、燃料用タイヤチップとして再利用される。
紙くず	中間処理施設にて選別し、製紙原料として再利用される。
木くず	中間処理施設にて破碎し、おが粉及び再生チップとして再利用される。
繊維くず	中間処理施設にて選別、破碎及び圧縮固化して燃料として再利用される。
金属くず	中間処理施設にて選別し、製鉄・製銅原料として再利用される。
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード)	中間処理施設にて破碎・選別し、破碎材敷料及び水分調整材として再利用される。
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	中間処理施設にて選別、破碎し、再生骨材として再利用される。
がれき類(コンクリート・アスファルトがら)	中間処理施設にて、破碎し再生碎石として再利用される。
がれき類(石綿含有産業廃棄物)	中間処理施設にて処理後、最終処分先で埋立てられる。
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用)	中間処理施設にて破碎し、焼成及び焙焼して再利用される。